

その空き家どうするの？

空き家をそのままにしておくとさまざまな問題が起こります。

空き家を
売りたい
貸したい

資金の
相談をしたい

相続や
登記のことが
知りたい

草木の
手入れを
してないけど
どうしよう？

解体や
リフォームって
どのくらい
かかるの？

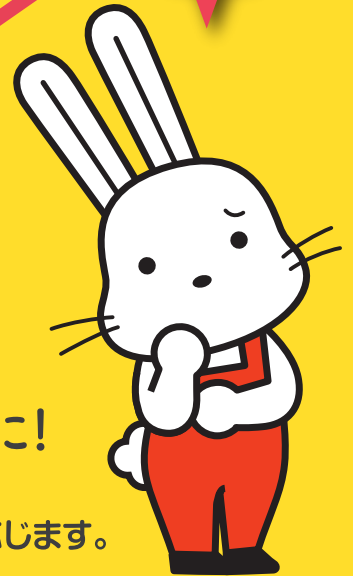
福島市 第2回 空き家の 無料相談会

困った!

しまった!

が起こる前に!

法務・不動産・建築・金融・行政等の専門家が、空き家に関する様々なご相談に応じます。



日時 2019.2.9(土) 午前10時～午後1時
(受付時間)

事前お申込

場所 コラッセふくしま 4階/多目的ホールA
福島市三河南町1番20号

※当日受付も可能ですが、
相談ブースが混雑している場合、
お待ちいただく場合があります。

福島市空き家等対策に関する連携協定締結団体

福島市・福島県弁護士会福島支部・福島県司法書士会・福島県行政書士会・
福島県土地家屋調査士会・(公社)福島県不動産鑑定士協会・
(公社)福島県宅地建物取引業協会福島支部・(公社)全日本不動産協会福島県本部・
福島県建築士会福島支部・(公社)福島市シルバー人材センター・(株)東邦銀行

MAP



主催 福島市・『福島市空き家等対策に関する連携協定』締結団体

「空き家の無料相談会」申込書

相談カード

ご相談の空き家の状況や相談内容がわかるとスムーズに相談が進みます。
建物の写真や平面図(もしくは平面図のメモ)、登記情報や家系図など、お持ちの資料をご持参ください。
当日受付も可能ですが、相談ブースが混雑している場合、お待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

下記事項を記入の上で
FAXをご送信ください。

FAX 024-533-0026

来場希望時間 【受付時間】 午前10時～午後1時		<input type="checkbox"/> 午前10時ごろ	<input type="checkbox"/> 午前10時半ごろ	<input type="checkbox"/> 午前11時ごろ
		<input type="checkbox"/> 午前11時半ごろ	<input type="checkbox"/> 午後0時ごろ	<input type="checkbox"/> 午後0時半ごろ
※多数の来場希望者がいる場合、来場時間を変更いただく場合がありますのでご了承ください				
相談者	名前	ふりがな	該当するものに○をつけてください	
			所有者【 本人 家族 親族 】 近隣住民 その他	
	住所	〒		
	電話番号		FAX番号	
空き家の所在地				
該当する項目に○をつけ、具体的な相談内容をご記入ください(複数選択可)				
相談内容	1. 相続・登記			
	2. 売却・賃貸			
	3. 除草等管理			
	4. リフォーム・解体			
	5. 資金の相談			
	6. その他			

【お問い合わせ】福島市都市政策部開発建築指導課 空き家対策係 TEL:024-535-1111 (内線4203)

